

○中津市移住支援事業費補助金交付要綱

令和元年10月16日中津市告示第129号

改正

令和3年3月30日中地広暦第3号決裁

令和3年8月11日中地広暦第7号決裁

令和4年3月28日中地広暦第5号決裁

令和6年3月26日中地広暦第3号決裁

中津市移住支援事業費補助金交付要綱

(交付の目的)

第1条 大分県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び中津市まち・ひと・しごと総合戦略に基づき、市内への移住及び定住の促進並びに中小企業等における人手不足の解消に資するため、大分県と共同して行う中津市移住支援事業において、県外から市内に移住した者に対して、予算の範囲内において移住支援金を交付することとする。

(趣旨)

第2条 中津市移住支援事業費補助金（以下「移住支援金」という。）の交付については、大分県移住支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）、中津市補助金等交付規則（平成19年中津市規則第9号）及び補助金等の交付手続に関する特例規則（平成18年中津市規則第7号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に規定するところによる。

(1) 移住 大分県外（以下「県外」という。）の市区町村から旧下毛地域へ転入を届け出ることをいう。ただし、転勤、出向等職務上や大学進学等による一時的な転入及びその他これらに類する転入は除く。

(2) 移住支援事業 中津市が移住した者に対して、移住支援金を交付

する事業をいう。

(3) 単身 住民票の世帯人数が1人の場合をいう。

(4) 世帯 住民票の世帯人数が複数の場合をいう。

(5) 2人以上の世帯員 同一の住民票の世帯員のうち2人以上を指す。

(6) 18歳未満の者 申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満の者をいう。ただし、申請日が属する年度の4月2日が18歳の誕生日の者は対象とする。

(交付対象者の要件)

第4条 移住支援金の交付の対象となる者は、移住した者のうち、第1号の全ての要件を満たし、第2号1)から4)のいずれかの要件及び第3号の全ての要件を満たす者とする。これらの交付要件は、県実施要領第5「支援対象者の要件」に準ずる。

(1) 移住等に関する要件

(ア) 県外から移住する直前に連続して1年以上県外に在住していたこと。

(イ) 申請時において、移住後1年以内であること。

(ウ) 移住支援金の申請日から、旧下毛地域に5年以上生活の拠点を置くことを誓約できる者であること。

(エ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者でないこと。

(オ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(カ) 市税の滞納がないこと。

(キ) 中津市移住応援給付金の交付を受けていないこと。

(2) 就職に関する要件

1) 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 就業先が、大分県マッチング支援事業で設置したマッチングサイトに移住支援金の対象として掲載している求人であること。
- (イ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- (ウ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて「大分県マッチング支援事業実施要領」第4条に示す対象法人に就業していること。
- (エ) 上記(ア)の求人への応募日が、マッチングサイトに移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (オ) 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (カ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

## 2) 専門人材の場合

国が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (イ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (ウ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (エ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

## 3) テレワークの場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

(イ) デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

#### 4) 起業の場合

大分県地域課題解決型起業支援事業実施要領に定める起業支援事業に係る起業補助金の交付決定を受けていること。

#### (3) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

(ア) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

(イ) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

(ウ) 県実施要領第5(1)(ア)のa及びbに該当する場合、申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、デジタル田園都市国家構想交付金の交付決定がされた後であって、県において移住支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に、転入したこと。

(エ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において移住後1年以内であること。

(オ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(カ) 同一世帯に属する者が、中津市に移住支援金を申請していないこと。

#### (交付金額)

第5条 前条による要件を満たす者に対し、移住に係る経費として、以下の金額を移住支援金として支給する。

- ・ 単身での移住の場合 60万円
- ・ 世帯での移住の場合 100万円

なお、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合、県実施要領第5(1)(ア)のa及びbに該当する者は、18歳未満の者一人につき1

00万円、上記以外の者は、18歳未満の者一人につき30万円を加算する。

(交付申請及び実績報告)

第6条 移住支援金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、移住支援金を申請することができるのは、同一の申請者(同じ世帯の者を含む。)に対して1回を限度とする。

(1) 提出必須の書類

- ・ 中津市移住支援金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)
- ・ 移住支援金の交付申請に関する誓約書(様式第1号別紙1)
- ・ 移住後の世帯全員分の住民票の写し
- ・ 移住する直前の連続した住民票異動履歴がわかる書類(世帯全員の戸籍の附票等)

(2) 東京23区以外の東京圏から東京23区への通勤者のみ提出が必要な書類

- ・ 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書(移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)

(3) 東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた法人経営者又は個人事業主のみ提出が必要な書類

- ・ 法人事業届出済証明書、個人事業開業届出済証明書又はこれらに代わる書類(移住元での勤務形態、移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類)

(4) 東京圏から東京23区内の大学に進学し、東京23区内への企業等へ就職した者のみ提出が必要な書類

- ・ 卒業証明書等(在学期間や卒業校を確認できる書類)
- ・ 東京23区内で勤務していた企業等の就業証明書等(移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)

(5) 第4条第2号 1) 2) の場合に必要な書類

- ・ 就業証明書（様式第2-1号）

（6）第4条第2号 3）の場合に必要な書類

- ・ 雇用者としてテレワークを行っている場合は、就業証明書（様式第2-2号）
- ・ 法人経営者又は個人事業主としてテレワークを行っている場合は、法人事業届出済証明書、個人事業開業届出済証明書又はこれらに代わる書類（移住元での勤務形態を確認できる書類）

（7）第4条第2号 4）の場合に必要な書類

- ・ 大分県地域課題解決型起業支援事業実施要領に定める起業支援事業に係る起業補助金の交付決定通知書

（8）その他市長が必要と認める書類

（交付決定及び額の確定通知）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに中津市移住支援金交付決定及び額の確定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知する。

2 市長は、前項の審査の結果、移住支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付が不可である場合は、その旨を申請者に通知する。

（交付請求）

第8条 交付決定及び額の確定通知を受けた者（以下、「交付対象者」という。）は、移住支援金の交付を請求しようとするときは、中津市移住支援金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに移住支援金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、移住支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他の不正な処分により移住支援金の交付決定を受けたとき。

（2）第4条の要件に該当しなくなったとき。

(3) その他移住支援金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、中津市移住支援金交付決定取消通知書（様式5号）により、交付対象者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合において、既に交付した移住支援金があるときは、交付対象者に当該移住支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(報告及び立入調査)

第10条 大分県知事及び市長は、移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、交付対象者に移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第11条 市長は、交付対象が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、中津市移住支援金返還命令及び請求書（様式第6号）により移住支援金の全額又は半額の返還を命令し、返還期限を定めて請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして大分県知事及び市長が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満に旧下毛地域から転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に旧下毛地域から転出した場合

(関係書類の整備)

第 12 条 中津市補助金等交付規則第 20 条に規定する市長が定める期間は、移住支援事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間とする。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に完了した移住支援事業に係る第 9 条から第 12 条までの規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則 (令和 3 年 3 月 30 日中地広暦第 3 号決裁)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 8 月 11 日中地広暦第 7 号決裁)

この要綱は、令和 3 年 8 月 11 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 3 月 28 日中地広暦第 5 号決裁)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 3 月 26 日中地広暦第 3 号決裁)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。